

我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 令和2年10月30日（金曜日）
午前9時30分～午前11時48分
- 2 場 所 我孫子市役所 議事堂第一委員会室
- 3 出席者
委員 内藤潤委員、田部井彩委員、富田千鶴委員、福島慎太郎委員、
向野光委員、菅藤行雄委員、関根秀子委員

説明員 （高齢者支援課） 中光課長、渡壁課長補佐、山本主任
（警防課） 逆井課長、齋藤課長補佐、飯尾主査長
（課税課） 鈴木主査長、飯田主査
（市民課） 星野主査長

事務局 廣瀬総務部長、磯岡文書管理課長、段林課長補佐、藤田主査、
吉成主査、前田主任主事
- 4 欠席者 無し
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 無し
- 7 議 題
会長及び副会長の選出

諮問事項

- 1 保有個人情報の提供の制限の例外に関する事項について
緊急通報システム事業のために収集した利用者に係る個人情報
（宛名番号、利用者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、
緊急連絡先（氏名、続柄、住所及び電話番号）等及び病名、病院
名、主治医等）を県内10市で構成するちば北西部消防指令セン
ターの消防通信指令業務において利用できるよう提供する場合
（高齢者支援課が保有する個人情報をちば北西部消防指令センタ
ーへ提供する場合）
- 2 オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について
西消防署の通信指令業務において利用するため、市長が保有す
る次の個人情報をオンライン結合により消防長に提供する場合
（1） 住民基本台帳データのうち、次の情報
ア 世帯主の氏名及び住所

- イ 世帯全員の氏名、生年月日、性別及び続柄
- (2) 固定資産税等賦課のために収集した土地・家屋に関する次の情報
 - ア 物件所在地並びに最新の所有者の住所及び氏名
 - イ 家屋の場合は、家屋の種類、構造、階数、床面積及び建築年月日

3 法令等に基づく照会に回答する場合の取扱い（基準）の見直しについて

その他

令和元年度個人情報開示請求の実施状況について

8 議事内容

(1) 開会 午前9時30分

磯岡課長：皆様おはようございます。本日は個人情報保護審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日進行を務めます文書管理課の磯岡と申します。よろしくお願ひいたします。まず会議に先立ち、事務局を代表しまして総務部長の廣瀬より御挨拶させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【廣瀬部長、挨拶】

【磯岡課長から、会議の公開や録音、会議録の作成などについての説明、会議成立の報告、委員の紹介及び事務局職員の紹介】

(2) 会長及び副会長の選出

【委員の互選により、会長に内藤潤委員、副会長に田部井彩委員を選出】

(3) 諮問事項についての審議

内藤会長：よろしいでしょうか。では早速審議に入らせていただきたいと思います。今回は追加があった関係で、今日は机上に配付されていた保有個人情報の提供の制限の例外に関する事項ということについてという、令和2年度我孫子市個人情報保護審議会次第というもので、1から7までありまして、3、4、5ですかね、こちらが審議事項となっております。まず3番、保有個人情報の提供の制限の例外に関する事項についてということ、高齢者支援課さんが保有する個人情報をちば北西部消防指令センターへ提供する場合についてということ、まず進めたいと思います。こちらはまず、説明はどちらからされますか。高齢者支援課さんになりますかね。はい、ではお願ひいたします。

【中光高齢者支援課長から、諮問内容の概要説明】

【山本主任から、諮問内容の詳細説明】

【渡壁課長補佐から、資料の訂正について説明】

内藤会長：はい、では質問ある委員の方。はい、富田委員。

富田委員：すみません、何点か教えてください。今の点ですけれども、御説明によるとこの消防本部というのがちば北西部消防指令センターになるということなのですが、3ページの8の担当部署の提供先っていうのが警防課ということになっているんですけれども、ここは市の消防の警防課なんですか、それとも他の部署なんでしょうか。

山本主任：一応市の、我孫子市の警防課、所管部署としては我孫子市の警防課ということになります。

富田委員：提供先の窓口っていう意味ですかね。

山本主任：そうですね、そのような認識で、はい。

富田委員：消防の警防課を通じてちば北西部消防指令センターに外部提供するということですか。

山本主任：はい。そのとおりです。

富田委員：あとまだ色々あるんですけども、まずこの緊急通報システム事業というのは我孫子市のみの事業で、他の10市では今までされてない事業なんでしょうか、それとも他にもされてる事業なんでしょうか。

山本主任：他にもやっている市町村はあります。ただ委託している業者が皆まちまちだったりとか、我孫子市の場合は今まで消防本部の方に直接つながるということもありましたし、他の市では今までも色々なところに委託していたというのもありますし、現状もまちまちということで、10市共同運用になった後もまた、まちまちの運用ということとなっております。

富田委員：そうしますと、かつてというか従前のSR10の時には、緊急連絡先の家族の方へ通報があったよとかいうサービスがあったようなのですが、それは変更後はどうなるんでしょうか。

山本主任：変更後は間違いなく行うんですけども。

富田委員：どこが行う形になりますか。

山本主任：変更後はALSOK（アルソック）が、緊急通報が入って要請をして、搬送というか119番緊急出動されましたっていうところまで報告することになります。

富田委員：とすると、御家族の連絡先という情報を事業者へ提供するという外部提供もあるんじゃないかと思うんですが。

山本主任：はい、ありますが、それは利用者から申請時に同意書をいただいております。それで事業者への個人情報の提供という部分については委託の中できちんと定めております。

富田委員：そうするとその利用者は申請時にどこにどういうふうに情報が行くのかと、変更後についてですね、そういう説明とか了解を得る機会というのはいったいありますか。

山本主任：はい、そうですね、一応申請代行を行う際に何でも相談室の職員の方から申請時には説明をさせていただいているのと同時に、申請書類の中に緊急連絡先を本人からあげてもらいものと、あとは緊急連絡先をALSOKの方に提供するという同意書が出ています。

富田委員：最後にすみません。今回警防課を通じて10市共同のちば北西部消防指令センターに情報提供するデータの入力の方法っていうんですかね、そこはどのような形ですか。

山本主任：資料の7ページ目を御覧ください。一応この指令センターで表示されるものはこのような状態で、ちょっと見にくいんですけど、ここに項目が書いてあります。先ほど言った3つのデータからこの項目に当てはまるように、エクセルに1つのシートになるような形で高齢者支援課の方で情報、データを整理し直しまして、それを警防課に渡すことになるんですが、それについては市内のセキュリティポリシーとかに従って、データを持ち運びするといいますか、個人情報の入った電子データを渡すに当たって、USBで例えば高齢者支援課の職員が警防課の方に出向いてお渡しするのか、また、パスワードなどをかけて電子データで送るのかとかということについては、今まだ10市共同運用の運用自体が定まっていないとか、検討中の中なのでそれに合わせて情報提供の方法も詰めていく必要があるとは考えていますが、いずれにしても市のセキュリティポリシーに従って情報を提供するつもりでおります。

富田委員：今のお答えの回答のまとめなんですが、警防課への高齢者支援課さんからのデータの運び方っていうのは市のセキュリティポリシーに従って行うというのも分かったんですが、警防課さんからちば北西部消防指令センターへのデータ提供はどんな形ということになっているんでしょうか。

齋藤課長補佐：先ほど高齢者支援課さんの担当の方から説明があったとは思いますが、警防課の方に情報をいただきまして警防課から指令センターの方にはですね、共同指令センターのシステムだけにつないであるシステムが、指令端末装置というんですが、そこで入力をして情報をシステムの方に入れるような手順となっております。以上です。

富田委員：ありがとうございました。私の方からは以上です。

内藤会長：はい、他の委員の方。はい、菅藤委員お願いします。

菅藤委員：基本的なところで大変申し訳ないんですけども、北西部という地域、私がそれを聞くと東葛管内かなと思ったんですけども、今この文書にあるとおり10市ということで、東葛の6市プラスあとの辺のことを示しているのかということとですね、それから我孫子以外の市でもこういう共同のこういうようなシステムを一緒にやっということなので、他の市も同じようにこのような審議会を通して今活動しているのかなということとかですね。あとその利用者の方がALSOKに通報した時にガードマンの方が来るってことなんですけども、そのガードマンの方が消防、救急車を呼んだりしてくれるってことなんですかね。家の中に入れることはどういうふうにしたやり方で、その後、家の中に入るのかということとか。それからもう1つ、65歳以上の介護を要する方が対象ということなんですかね、このシステム。私なんかもいつどうなるか分からないから、できたら希望者はね、65歳以上の希望者の方とは言っちゃうと何でしょう、対象者が多くて中々難しいのかなと思ったり、まあこの条件ですね、介護を要する方というもう少し詳しい条件のところを教えてもらえれば。今、市では安心カードみたいなものが来まして、あれ非常に便利だなということでうちなんかも使いたいんですけども、あれも今回のこれの一連に関連してるんですかね。というようなところちょっと教えてもらいたいなと思いました。以上です。

齋藤課長補佐：10市の共同指令センターの方から説明させていただきます。まず10市の協議会を設置しまして、そのうち協議会により指令センターが運用されるんですが、この10市につきましては、松戸市、市川市、浦安市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市、八千代市、習志野市でございます。この10市で共同指令センターを運用するような形になります。それとですね、他市がどのようにやっているのかという質問なんですけども、先ほど高齢者支援課さんの担当者の方が言ったとおりですね、ほぼ本市と同様に業者さんに委託しまして指令センターの方に通報が行くことになります。で、業者さんの方から119番が入りましたら、指令センターの方から我孫子市の管轄する署に指令が流れまして、緊急出動するような手順となっております。以上でございます。

山本主任：では続いて、ガードマンが駆けつけた緊急要請の流れですとか、ガードマンがどうやって家の中に入るのかというお話がありましたので、そちらの部分について説明させていただきます。まず6ページをもう一度見ていただければと思うんですけども、委託先がALSOKになったことによって、ALSOKは警備会社ですので、希望者の方については申請時に確認を取って鍵を預かりますというサービスを行っています。そちらは希望者に限ってなのできちんと承諾書をもって鍵を預かっているんですけども、まず利用者が緊急通報をするとALSOKの受信センターに通報が入るようになります。で、通報が入ったと同時にガードマンが駆けつけます。その時に鍵をお預かりしている方については、ガードマンが鍵を持って御自宅に向かいます。受信センターの方では、同時進行で状況確認して体調が悪いだとかってということが分かれば、必要に応じてすぐに119番通報いたします。ガードマンの方が先に駆けつけを行えば、鍵を開けて救急隊の到着を待つという形になっています。このような説明でよろしいでしょうか。

菅藤委員：ガードマンの方は具体的にどんなことをするんですか。

山本主任：本人の安全を確認するという意味合いがありまして、例えば今、結構ボタンを押してしまっただけで誤報ということも結構あるんですね。で、その本人が押したのではなくて、例えばちょっとペットが押してしまったとか、ちょっとした隙に触ってしまったということで誤報が多いんですけども、一応すぐにガードマンが駆けつけることによって、例えば不在で、例えばペットや動物が押してしまっただけで、情報センターと本人とのお話ができなくて、状況が確認できないっていう場合もあるわけなんです。で、ガードマンが駆けつけて大丈夫ですかとか言うことによって、もしかしたら中で倒れてしまっているのかもしれない、そうではなくて不在だということが分かれば本人の安心安全が今までよりもきめ細かにといいますか、目視で確認できるということがありますので、その辺りの役割を担っております。

菅藤委員：救急車の出動要請はALSOKがする。

山本主任：そのとおりです。

菅藤委員：で、鍵を渡していない方は。

山本主任：はい、渡していない場合はもう普通と同じなんですけれども、救急隊が駆けつけるために鍵が開いてなければ、窓とか鍵を壊して救急隊員が立ち入るといったことになります。

菅藤委員：あくまでもALSOKが救急車を要請する。

山本主任：そうですね、はい。その直接というのが今回消防本部の方の運用が変わるので難しいということで、その代替措置として同様のサービスを継続するためにALSOKに委託していますので、どうしてもそれはそのような流れになります。

菅藤委員：鍵を預かっていない家庭は壊して中に入る。

山本主任：はい、そうですね。

菅藤委員：はい、ありがとうございます。

内藤会長：はい、他に御質問ありますか。

山本主任：すみません。先ほど65歳以上の介護を要する方が対象なんですかという御質問もあったかと思うんですけども、条件としては例えば急に発作を起こすような病気をお持ちだったりとか、あとは同居している家族が仕事などで日中不在にするなど一定の条件がありまして、それは聞き取りの結果、高齢者支援課の相談担当の方でケースワーカーの方で確認をして条件を満たした方のみを対象としています。ですので、介護認定いくつだったかということではなくて、介護認定を受けていなくても条件を満たす方であれば対象となるということになります。

菅藤委員：ありがとうございます。

山本主任：続いて安心カードの件なんですけれども、課長の方から説明いたします。

中光課長：安心カードの方は、現在我孫子市の社会福祉協議会の方で作成して、独居の方ですとか高齢世帯の方を中心にお配りしているものです。緊急の連絡先だとか自分の病歴を御自身で書いていただいて、基本は誰でも分かりやすいところってということで、冷蔵庫の中などを御案内しています。牛乳瓶のような細い形をしていますので、一応冷蔵庫ってということにしておけば近所の方でも家族でも消防でもそこを確認するとその情報が得られるってことでお配りさせていただいております。今回のシステムの関係と安心カードの直接のつながりというのはないんですけども、当然そういうものが配られているということだとか、そういったものが冷蔵庫にあるってことなどの情報共有はしていきますので、緊急であればその情報も取り込みながらALSOKの方が対応するということになるかと思えます。

内藤会長：はい、他に御質問、はい、向野委員どうぞ。

向野委員：基本的なことをお聞きしたいんですけども、例えば業者ALSOKの方から指令センターの方に連絡が入ると、出動要請が入るということになると、もうその時点で例えば登録してある色々な内容っていうのは指令センターの方で自動的に分かるんですか。つまり自分がこの対象者であるのかないかっていうのは、消防本部の方では、例えば向野さんの家に出動してくださいという連絡が入ると、センターの方で端末を操作しますよね。そうするとそこでもうデータが出て来るっていうことですね。例えばこれがALSOKさんと契約してるとかしてないとか関係なく、もうこの家に行ってくれという状況でデータがセンターの方では確認できるってことですかね。

齋藤課長補佐：今の御質問に対してなんですが、委員のおっしゃるとおりですね、先ほど御説明しましたとおりですね、高齢者支援課さんの方から利用者のデータをいただいて、端末から指令装置の方にデータを入力しておりますので、利用者さんの通報が入ればですね、指令センターの方の画面の方に同時に氏名とか年齢とか続柄とか、そこら辺が全部表示されまして、情報収集がスムーズにできるような仕組みになっております。以上です。

向野委員：ありがとうございました。

内藤会長：はい、他に御質問ありますか。はい、関根委員。

関根委員：今の御質問の続きのような形になるんですけど、利用者さんがボタンを押した情報がそのまま消防通信指令システムにつながるっていうことで間違いなくて、知りたいのはボタンを押した段階で間違いなく行くのか、ALSOKさんの手違いで間違えてしまったりしないのか、利用者さんの間違いというのがあり得ないのかどうかっていうのが気になったところなんですけど、いかがなんでしょう。

齋藤課長補佐：今の質問になんですが、一度ですね、利用者さんがボタンを押しますと一度ALSOKさんの方に、警備会社の方に行きますので、警備会社さんの方から指令センターの方に通報が行くという流れとなっております。

関根委員：その情報が、もう連動してるっていうことになるんでしょうか。

齋藤課長補佐：ALSOKさんの方が我孫子市と契約している専用回線が、ALSOKさんにつながるような仕組みになりますので、間違いなく通報は指令センターの方に行きます。

関根委員：その個人情報は間違いなく、ALSOKさんの手によって間違えたりすることはあり得ないっていうことなんですか。

山本主任：一応ですね、利用者がボタンを押すと電話回線を基本的には使っているシステムになりますので、その押した時点でALSOK側では押した者が誰なのかっていう情報が表示されます。それを基に消防本部の方に連絡しますので、その電話番号等で、一応電話番号をキーにしようという話になっているんですが、その電話番号を基に間違いなく情報が...

関根委員：それが紐づいてるだけで...

山本主任：そうです。

関根委員：情報としてはつながっているわけでは...

山本主任：はい、システムとしてつながっているわけではありません。

関根委員：あとその情報がちば北西部消防指令センターの方に行って、そのシステム自体を消防本部が見れるんですか。

中光課長：まず、利用者さんがボタンを押した時点では、ALSOKまでしかつながってないです。ALSOKさんが駆けつけた時点で、あくまでも人的にALSOKさんがその人の本人確認をして、その本人だっていうことを口頭で通報、北西部の指令センターに通報した時点で口頭でお伝えしていただくことになるので、委員の心配されているように、そこでALSOKさんが間違っただけの名前を言ってしまったりすると、当然違う人の情報が指令センターで開かれることになってしまいますけれども、当然駆けつける時には場所が確認できなければ駆けつけられないので、そこで確実に住所とか名前とかで一致させた上で本人確認はすることになると思います。

関根委員：そのシステム自体が正しく行ったとして、今度そのシステムを見るのは消防本部、直接見るのは。

中光課長：はい。

関根委員：お聞きしたいのは、SR10は消防本部さんがデータとしてそのまま見るっていう形だと思うんですけど、先ほどの話だと消防本部が違ってちば北西部消防指令センターだということでしたので、消防本部が直接そのシステム自体を見るわけですか。その段階で見れるのかっていうのがお聞きしたかったんですけども。

中光課長：我孫子の消防本部ですか。

関根委員：そのシステム自体を直接、消防本部の方が見れるのかっていう。

飯尾主査長：今お話のあったシステムに関してですが、ALSOKの方からまず指令センターの方に入りまして、指令センターの方で先ほどの表示を見ることとなります。その間、消防本部では同じようには見ることはできません。指令センターの方から指令回線、無線を使いまして各出動隊に情報を提供するような形となります。以上です。

関根委員：情報自体は早く届いた方がもちろん絶対いいと思うので、情報の開示が必要かと思うんですけども、何か聞いてると1つ2つ増えるので、それが迅速に行くのかどうかというのがすごい不安になったので、もちろんそれが早くなるための情報開示だと思うので、そこら辺がはっきり分かるといいなと思って質問させていただきました。以上です。

内藤会長：はい、他の委員の方はいかがでしょうか。はい、富田委員。

富田委員：今回のちば北西部消防指令センターの情報を、この緊急通報システムを介しない緊急出動の指令の時も活用するのでしょうか。要はボタンを押した駆けつけじゃなくて、直接119番通報があってALSOKのボタンを押してないという段階でも、この情報を消防指令センターの方で活用するっていうことはあるのでしょうか。

飯尾主査長：通常ですね、ALSOKさんからも119番からも通報がありますと、指令センターにある我孫子の地図が表示されます。ALSOKの場合でいきますと、先ほどお話のあった電話番号検索ですぐ地図が出ます。普通の119番ですとまず住所を確認します。で、住所によって出た地図にこの今お話のあった緊急通報の方は緊急通報のマークっていうのが存在してまして、先ほどの7ページ、ちょっと見にくいんですが、この右側を見るとですね、上の方に見にくいんですが地図に四角く「緊」となっているとところがあるんですね。このボタンを押すことによって、この左側の住所等が見えるような形になっております。なのでALSOKからの通報、普通の119番からの通報でもこのように情報は見ることはできます。ただALSOKからの通報の方が、先ほど言ったようにすぐ住所と連絡先が出るので出動までが早くできるっていう仕組みになっております。以上です。

内藤会長：いかがでしょうか、質問。はい、田部井副会長お願いします。

田部井副会長：2点教えていただきたいんですけども、まず1点は資料の2ページの6番にある提供する保有個人情報の項目で、高齢者支援台帳システムと緊急通報システム利用者台帳からと、あと緊急通報システムセンター装置のデータからっていうことなんですけども、これ見ると重複があるところが気になるんですが、やっぱりこの3つが提供する保有個人情報として必要な理由っていうのをちょっと詳しく教えていただきたいなっ

ていうのが1点と、あと今、我孫子市の消防本部に設置されているSR10は今後はどうなるんですか。そのまま設置されたままなのか、それとも指令本部の方に行くので不要になるとかっていう、そういう話なのかをちょっと教えていただきたいです。

山本主任：今2点いただいた質問についてお答えします。まず1点目、資料の2ページ目、6番の提供する保有個人情報の項目で①から③までであると、これが必要な理由なんですけど、まず①と②は基本的には同一のデータになっているはずなんですけれども、今回この機器の入替えのタイミングで利用者台帳を整理したら、ちょっと氏名の読み方ですとか漢字だとかちょっと一部間違っているっていうものとかもあったので、重複しているものについては正しい方を取るという意味合いでまだちょっと調整中だったので、この①、②、③を挙げさせてもらったんですが、基本的には①のデータを基にそこに③の、①には載っていない情報の病歴とか主治医のデータをくっつけて提供するということになります。

田部井副会長：となると①だけでもいいんですか。①と②ではなくて、①から②ができるわけですよね。となると①だけでもいいんじゃないかと思って聞いてみたんですけども

山本主任：失礼いたしました。基本的に利用者本人に関する情報は、こちらの資料の提供の精査を進めまして①を使います。緊急連絡先に関する情報も①を使います。ただ、②のその他情報ですね、管理番号ですとか、消防本部にも伝えておいた方が良く細かい備考というものは、ケースによっては利用者台帳にしか入力していないものになりますから、②のデータを使うことになります。

田部井副会長：そうすると②を提供する意味っていうのは、その他情報を使いたいからっていうことで、利用者本人に関する情報は②では特に必要ないっていうことですか。

山本主任：そうですね。整理が、申し訳ございません、済みましたので、①の情報を提供することになります。

田部井副会長：であれば、多分そうしていただいた方が多分よろしいかと思っておりますので、それでお願いしたいと思います。

山本主任：2点目、SR10は今後どうなるのかっていうことなんですけど、機器の移行が完了しましたら必要なくなりますので、12月末をもって撤去する予定でございます。

田部井副会長：撤去っていうのは具体的にはどういう形で中に入ってる情報

とかを破棄するんですか。

山本主任：元々こちらリースをしていたもので、そのリース元に機器を返却することになるんです。で、その情報の削除とかも含め、委託業者に返した後、そちらの情報の処理も業者の方でしていただくということになります。

中光課長：すみません、今のですけれども、基本契約上、その情報の撤去というのは委託業者が責任を持ってやるってということにはなっているんですけども、今般そのデータベースの大元のものを持ち出したりとか、要はそうは言ってもそこの管理がきちんと最後までやれたかどうかの確認を行政側にも求められていると思うんですけれども、その状況にあって今はその最終的なデータの撤去については行政職員が立ち会って撤去できてることを、壊すとかそういうところを確認したうえでデータの削除をするっていうことになっておりますので、そこは市の職員が立ち会って情報システムの関係の職員が責任をもって削除とか破棄っていうのを確認するっていうことになります。

田部井副会長：そのような形であればとても安心なのでお願いします。

内藤会長：はい、福島委員。

福島委員：今のところに関連するんですが、5ページ目の右下にある機器設置を委託している事業者にあるデータも同様な取扱いをするっていうふうに考えてよろしいんでしょうか。

山本主任：委託が終わった後ということでしょうか。

福島委員：前段の質問をさせていただきますが、5ページ目の機器設置を委託している事業者、今の現状の委託している事業者というのはALSOKさんなんですか、それとも違うところなんですか。

山本主任：失礼いたしました。今NTTに機器の設置を委託しておりますので、そちらについても情報の削除を依頼することになります。それについても他の個人情報の取扱いと同様に、市の職員がきちんと確認をしたうえで削除してもらうということになります。

福島委員：分かりました。ありがとうございます。

内藤会長：他の委員の方、ありますか。

ではすみません、私から何点かよろしいでしょうか。まずシステムのことなんですが、この図の4ページですと受信センターっていうのがあります。

す。で、利用者がボタンを押すと自動通報で受信センターに行くということなんですが、5ページ、6ページを見ると、変更前は5ページは利用者が緊急通報すると消防本部の方に行くような矢印になっていて、変更後ですと利用者が緊急通報すると機器設置等を委託している事業者、ALSOKさんになると思うんですが、まずこのボタンを押した場合の自動通報先というのが変更されるのかどうかという点。で、変更される場合には元はどこでその後はどうなったかというのをまずは教えてもらっていいですか。

山本主任：ボタンを押した場合の通報先なんですが、変更前は消防本部の方になります。そして変更後はこちら6ページの図ですと機器設置等を委託している事業者となっていますが、ALSOKの受信センターになります。

内藤会長：はい、分かりました。そうなりますと、まずこの機器設置を委託している事業者の変更があるということなんですが、従前はNTTさんをお願いしてたということだと思うんですが、このNTTさんへ提供する情報というのは機器の設置についてかそれに関する事で、今後変更後は今度ALSOKさんに情報提供するというんですが、ALSOKさんの仕事というのは機器の設置だけじゃなくて、実際に通報を受け付けてガードマンを派遣するという作業も加わるので、この5ページ、6ページにある④の事業者へ提供する情報というのが、変更前と変更後では変わるんでしょうか。変わる場合にはどう変わるのかを教えてください。

山本主任：変更前と変更後で、事業者へ提供する情報は変わります。おっしゃるとおり、NTTへは工事のために必要なデータですので、住所、氏名、電話番号、最低限の情報を提供していました。一方、変更後については、通報を受けて駆けつけするところまでを委託していることになりますので、基本的には消防本部に提供するものに近い情報になります。住所、氏名、年齢、性別、あと緊急時の連絡先、緊急連絡先の方の続柄、お名前、最大2名ずつ本人から提供していただいているのでそれらの情報、あとは病歴、かかりつけ医等わかる方、ある方についてはその情報も提供します。以上です。

内藤会長：はい、そうしますと、今回諮問をされてる事項はあくまでもこのちば北西部消防指令センターへ提供する場合とあるんですが、いわゆる事業者ALSOKへの情報提供については諮問はされないという理解でよろしいのでしょうか。

山本主任：はい、御本人に同意を取って同意書をいただき同意を取っているという点と、事業者との契約の中で個人情報に関する扱いをきちんと定めているという点で、今回はそこについては諮問せず、あくまでもちば北西部の共同指令センターの方への情報提供というところで案件を上げさせて

いただいております。

内藤会長：はい、では次に、同意を得れば情報提供は可能だと思うんですが、事業者に関しては同意を得ると。で、この共同指令センターへの情報提供については、同意は得てないっていうことでよろしいのでしょうか。

渡壁課長補佐：はい、現状まだいただけない状況です。こちらの結果を受けて検討事項になるのかなと思います。

内藤会長：同意を得ていれば、そもそもこちらに書いてある保護条例で言いますと8条2項(1)ですか、これで情報が例外的に適用認められるということで、今回諮問をされるっていうのは多分2項6号の話じゃないかなと思ってるんですね。だから、そもそも同意得られるのであれば諮問はいらんんじゃないですかっていうのが個人的な考えなんですけど、いかがでしょうか。

段林課長補佐：条例の解釈の部分について1点だけ、事務局の文書管理課段林と申します。先ほどから本人の同意という話があるんですけども、まず今回のALSOKについては委託契約を結ぶということで、委託契約は基本的には最終的には市の責任でございますので、契約書の中で取扱いをうたって個人情報の提供を行うということは、御本人の同意と関係なく実際には行われるということでございます。契約に基づいて個人情報をあくまで市の範囲と同じ実施機関の中で使う、中といいますか実施機関として使っているものと同じですので、御本人の同意を得るという行為は非常に重要というか、あればなお良いですけども、委託契約の中で本人の同意もなく個人情報を事業者が委託業務の中で使うということもございます。今回会長がおっしゃったように、市の消防、北西部の指令センターっていうのは完全に市の業務ではなく外の業務になりますので、そちらに今回は提供したいということで諮問させていただいているということになりますので、確におっしゃるとおり本人の同意を得て行うということももちろんできますけれども、委託業務とは若干条文の解釈が異なっているということでございますので、ちょっと説明をさせていただきました。以上です。

内藤会長：すいません、今の説明で私がよく分からなかったんですが、実施機関というのが市長でしたよね、確かね。

段林課長補佐：はい。

内藤会長：市が何か業務委託する民間の業者は、この実施機関には当然に含まれるっていうそういう意味ですか。

段林課長補佐：一応、現在皆様お手元にあるかあれなんですけども、先日資

料と一緒に送らせていただきました個人情報保護条例の手引きという分厚い条例の解釈運用がございます。そちらの21ページの真ん中、第2項関係という説明の上辺りですね。提供とはどういうことかという解釈がございまして、こちらは総務部長の決裁を得て解釈を定めてるものですが、21ページの真ん中辺りの「3 提供とは」から始まる次の段落、「委託先に業務を実施させるために提供する場合は、ここでいう提供には当たりません」というのが我孫子市の条例の解釈でございまして、委託元の管理責任、契約書に特記事項ということで含めて安全管理をするという解釈で運用しておりますので、委託業務は基本的には別の取扱いというふうに解釈しております。

内藤会長：はい、分かりました。あとは、今回の諮問で一番大きな点というのは、今までは各市町村の消防本部に情報提供してたと思うんですが、今後は確か消防の合理化ということで、共同指令センターができるということで、その提供先が個々の市の消防本部じゃなくて10市の統合された共同指令センターに変わる、そこが一番大きな違いだという、そういう理解でよろしいですか。

山本主任：はい、そのとおりです。

内藤会長：分かりました。他の委員の方、質問なければそろそろ時間も押してますので、意見等伺いたいと思います。いかがでしょう。

よろしいですか。先ほどから質問の中でも何点か意見は出されていましたが、それ以外で。

よろしいですか。じゃあこれについて異議がない、賛成という委員の方、挙手をお願いいたします。

会長を除く出席委員6名：(全員、挙手)

内藤会長：全員でよろしいですか。はい、田部井副会長、何かありますか。

田部井副会長：というか...

内藤会長：いいですか、すいません、手を下ろしてください。はい、田部井副会長どうぞ。

田部井副会長：先ほどの提供する保有個人情報の内容で、重複しているものはなるべくあるんだったら1つだけというふうな形で、ちょっとそこを見直していただいてっていうところを付け加えた上での賛成という...

山本主任：承知しました。申し訳ありませんでした。

内藤会長：はい、では今、田部井副会長からそういった留保付きということですが、賛成の意見をいただいていたので、基本的には全員一致で賛成ということによろしいでしょうか。

では、この件については終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

内藤会長：では、次は次第の4番、オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について、西消防署の通信指令業務において利用するため、市長が保有する次の個人情報をオンライン結合により消防長に提供する場合ということで、住民基本台帳データだとか、固定資産税等賦課等の情報ということです。こちらは御説明の担当部署はどちらになりますか。

逆井警防課長：警防課になります。

内藤会長：では、まず御説明をお願いいたします。

【逆井警防課長から、諮問内容の説明】

内藤会長：はい、ではまず質問から聞きたいと思います。いかがでしょうか。

内藤会長：では私から1点。こちらも今までは市町村の消防本部に行っていたものが、共同指令センターの設置等によってシステムが変わったので、結局こういった情報は従来も提供してたけれども、提供先が変更されたからそれについての諮問をとということなんでしょうか。それとも何か、元々全然、システムだとか何か内容が変わっているんでしょうか。

逆井警防課長：現在の我孫子市民からの119番通報につきましては、柏市と2市で共同運用しております指令センターで受信しております。現在、住民基本台帳データ等につきましては事前に審議会にお諮りいただき、センターの中で現在運用を実施しておりますけども、松戸市の10市の共同運用になりますと、件数が増えることと我孫子市から派遣する職員が減ることなどから、詳細な情報のやり取りというのが難しくなるというところがございます。ですので、我孫子市の消防庁舎の中にそれを補う部署を設置し運用をしようとするものです。

内藤会長：はい、それで今まで提供してたデータだとか情報っていうものは変わってなくて、提供先が変わるといっただけの話なのか、そうじゃなくて提供する情報も増えるのかという、その点について教えてください。

逆井警防課長：はい、失礼しました。現在、柏市の共同指令センターにおいては住民基本台帳データの一部を提供しておりますが、今回、我孫子市消防本部内で運用するに当たりまして、課税課さんが所有する土地家屋等

にかかる情報の一部も有効に活用させていただければという形で諮問をさせていただいたところでは。

内藤会長：そうしますと、今の御説明だと住民基本台帳データの一部というふうにおっしゃったんですけど、その一部というのはこの（１）のＡ、Ｉのことですか。

齋藤課長補佐：まず住民基本台帳のデータというのは、調査票にありますア、イの情報となります。今まではですね、うちの課長の方からも説明があったとおりですね、柏市の協議会に提供していただいて承諾をいただいているところなんですけど、これは今はオンライン結合してコードのみの情報をいただいて指令システムに入れるものですから、コードではなくて閲覧できるようなものを今回審議していただくのと、あと先ほど課長から言いましたとおり、課税課の課税情報の台帳の関係の方も消防本部の方でオンライン結合してですね、閲覧できるような形を取るということでございます。

内藤会長：はい、分かりました。他の方、御質問等ありますか。はい、どうぞ向野委員。

向野委員：１７ページのところにですね、８のところの最後のところですけども、システムを利用するためのＩＤ及びパスワードは、個人ごとに付与し、アクセスログも確認可能というようなことがありますけれども、これは実際には、例えば何かあった時に追跡が可能だというようなことなのか、あるいは定期的に不正アクセスが担当者の中でなかったかっていうのを確認するような意味があるんですか。この辺を教えていただきたいと思えます。

齋藤課長補佐：まずオンラインの情報を閲覧する時なんですけども、これは災害が発生した時のみ閲覧させていただきます。で、閲覧する時にはこの８番にも書いてあるとおりですね、８名程度の職員がカードでＩＤを付与されたものに対して閲覧ができることとなりますので、そこで市の方でいつログインしたのか、閲覧できたっていうのは確認できるような仕組みになっております。以上です。

向野委員：そうすると、例えば定期的にどこかで確認、調査するっていうようなことはないわけですね、そのログについて。ログは残りますよね。残ったものについて、これはちゃんと正しく使われてたかどうかっていうことを確認をするっていうようなことは考えてないわけですね。

逆井警防課長：今回の閲覧するシステムにつきましては市のシステムということになります。市の中で個人に貸与されたカードに対する確認等は定期的、定期的っていうのは監視的な形では実施されているということです。

ただログの中身までは通常してるかってことについてまでは確認できておりません。

向野委員：はい、分かりました。

内藤会長：他に質問ありますか。

はい、では意見いかがでしょうか。何でも気が付いたことがあれば、遠慮なく言ってもらえれば。いかがですか。

では、私から、半分質問もあるんですが。結局この消防サービスの範囲が広域化する分、多くの広い地域を守らなければならないので、広域センター等に119番とかが入った時に、どこなのか、被害がどこで出ているのかっていうのが昔に比べるとやっぱり特定しにくくなるので、それをより特定できるようにということで、こういった情報を色々集めるようになってることなんでしょうか。

逆井警防課長：共同指令センターの範囲が広くなることによって、災害地点を特定することにつきましては、現在各電話会社、携帯会社もそうですが、情報と同時に送信されて来るような仕組みもございますので、基本的には特定についてはそれほど広がったからといって難しくなっているものではないです。また、携帯電話等はGPS機能も同時に送信されますので、大まかな場所も特定できます。今回情報を使わせていただきたい内容といたしましては、我孫子市内の消防隊、救急隊が活動をする中でより効果的により早い段階から効果のある戦術を取れるためにお願いをしているところでございます。

内藤会長：はい、すいません、そこの後のより早くに効果っていう部分がちょっと抽象的で分からないものですから、そこの辺りをもう少し詳しく説明して欲しいんですが。

逆井警防課長：市民からの119番通報を受けて、仮に火災の時にです。建物の住所とか通報者の氏名とか、場所っていうものを確定をして行くんですが、通報者が興奮してるとか慌てているとかというようなことがあります。大まかな情報しか取れないようなことがございます。その中で消防隊が出動しますので、出動先の建物火災の状況、例えば用途的には店舗なのか、個人住宅なのか、不特定多数の人が出入りするような建物なのかという情報ですとか、あとは大きさですとか、そのようなところの情報というものが活動の方向性を決める中で非常に大事になりますので、通報者本人から聴取できないような時にこれを使うことによって、火災の延焼なり類焼を防ぐための活用にさせていただきたいと思っております。

内藤会長：はい、そういったニーズというのは多分、従前からある話ではないかなと思うんですよ。特に携帯電話とか無かった時代なんかはそうです

よね。だから何で今回広域化に伴って提供しなければならない情報の量が増えるのかっていうところを考えた場合に、やっぱり1つは広域化で、ある程度エリアが広いので、やっぱりそのどこどこでっていうのが、市町村ごとであれば何市の何々町何丁目って言えば大体分かりますけれども、10市も管轄していると何々市何々町って言ったってぱっと出てこないの、それでそういった家屋の情報だとかも合わせて提供してるという、やっぱり広域化に伴って増えていることじゃないんですか。

逆井警防課長：広域化の中で、確かにそのような情報も取りづらいところもごさいます。ただ今回提供いただく情報につきましては、松戸市で行う指令センターの方に提供するものではなく、消防本部が3階に設置する指令を担当する部署で直結オンラインで確認をさせていただき、閲覧をさせていただくようなものになりますので、大まかな活用の主としては我孫子市内での活動にあたります。以上です。

内藤会長：もう1個、半分質問なんですけども。だとすると従前と、その家屋を特定するために必要な手続をする部署っていうのは、変更はないんですか。それともやっぱり変更あるんですか。

逆井警防課長：建物等の災害現場を特定する場所については松戸市の指令センターが行います。その後の消防隊の活動において、建物の構造ですとか、大きさですとか、そこの所有者ですとかっていう情報を活動する中で使うものとして、今回審議会の方に諮問させていただいております。

内藤会長：他の10市も同じようにしてるっていうところもあるんですか、もしかして。

逆井警防課長：市によっては多少差はあるかとは思いますが、同じような形での情報の使用はされてるっていうふうに伺っております。

内藤会長：今回、消防本部とかの広域化に伴う、その一環として情報を整理すると。その中でこういった情報ももらっておきましょうかっていうような、そんな理解でよろしいですか。

逆井警防課長：そのとおりでございます。

内藤会長：はい、分かりました。そうするとこれからは私の意見なんですけど、こういった形でどんどん広域化だとかっていうと、結局情報がどこか1箇所集中して集まってくというような状況っていうのが、これ民間企業でも今問題になってますけれども、こういった地方公共団体でも同じような状況っていうのが出て来るので、今度その情報をどうやって管理するか、漏えいを防いだりしたりするのっていうところが非常に重要じゃないか

なと思いますので、その点については御配慮いただければと思います。
他の委員の方、意見ありますか。はい、富田委員。

富田委員：そもそも論で、またすみません。今回のオンライン結合なんですけど、実施機関が実施機関以外のところとオンライン結合する時に諮問いただくっていうのは、消防長と市長という意味で実施機関が違うという、そういう意味でよろしいわけですかね。で、今回、ちば北西部の消防指令センターとつなぐわけではないということですよね。

逆井警防課長：はい。

富田委員：そこはすみません、整理、確認です。じゃあそういうことであればという意味で、今会長がおっしゃったように、要は市の中だけで活用するというを前提とした今回は諮問だというふうに受け止めて、安全管理ですかね、漏えいについてはきちんと留意していただきたいということを私も意見として申し上げておきたいと思います。

内藤会長：はい、他の委員の方、いかがでしょう。はい、どうぞ、菅藤委員。

菅藤委員：市の中だけっていうことは、提供じゃなくて利用するという考え方とは違うんですか、ちょっとすみません。

逆井警防課長：活動に利用させていただくということにはなります。

段林課長補佐：条文の解釈の問題だと思いますので、文書管理課の段林からお答えさせていただきます。先ほど富田委員がおっしゃった市の中というのは、あくまで我孫子市の消防本部と我孫子市長という実施機関を多分大きく、「市」と。要はですね、ちば北西部の消防指令センターとではなく、我孫子市、実施機関としては市長と消防長は別の実施機関ということになっておりますので、今回提供ということで特にオンライン結合による提供という形に整理をさせていただいてます。で、それよりも更に遠くのちば北西部消防指令センターという全く我孫子市とは別の、我孫子市消防本部は我孫子市の一応中というか、中ではないんですけども、条例上は外です。消防長は外なんですけども、富田委員がおっしゃった趣旨は、我孫子市というグループというか、より狭いところでの提供ですよっていう御確認だったと思うんですね。ですので、ちば北西部の指令センターには今回もちろんその情報は行きません。あくまで我孫子市の消防本部の3階に設置される西消防署の職員が行う業務で使うという意味で。で、利用といいますと実施機関の外には条例上は出ません、あくまで市長部局の中だけ。消防に出るとなるともうそれは既に利用という定義からは離れてしまいますので、あくまで今回はオンライン結合による提供という形で諮問させていただいたということでございます。

菅藤委員：はい、ありがとうございます。

内藤会長：どうでしょう。よろしいですかね。次のまだ議案も残っているので、ではそろそろ。

では、この件について賛成の委員の方、挙手をお願いします。

会長を除く出席委員6名：(全員、挙手)

内藤会長：はい、じゃあ全員一致で承認いたしました。お疲れ様でした。ありがとうございます。

内藤会長：はい、では次、次第の5番ですかね。法令等に基づく照会に回答する場合の取扱い基準の見直しについてです。御説明をお願いします。

【段林文書管理課長補佐から、諮問内容の説明】

内藤会長：ではまず質問、いかがでしょうか。どうぞ、向野委員。

向野委員：9ページの部分でお聞きしたいんですけれども、その下の部分の3のところの照会に係る個人情報の内容ですけれども、ここでのその例えば確認する部署というのは一定の部署、例えばこちらの課であるのかっていう、その辺は各課で行うのか、それともどこか主務課があるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

段林課長補佐：はい、こちらについては各課で、これまでどおり各課で、照会を受けた各課で判断するっていうことを考えております。

向野委員：はい。

内藤会長：他にいかがですか。はい、富田委員。

富田委員：はい、ありがとうございます。個別具体的に今後は判断することになるっていう意味だというふうに理解したんですけれども、今、御質問あったように結構難しいケースというのが多々あると思うんですね。庁内でやはり情報共有していただいたりとか、ある程度相談体制というか、共通の取扱いができるようにしていただく、この検討するために必要な情報を集めるというというやり方についてもですね、ただ照会文書が来て記載が足りないから拒否するということではなく、さらに質問をすとかいう形で、できるだけ適正な回答ができるような手法を各課に共有していただくっていうことが大切かと思うんですけど、そのようなことを是非御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

段林課長補佐：ありがとうございます。御指摘いただきましたとおり、実はこれまでも防犯カメラデータとは異なり文書による照会も各部署に色々来ますけれども、やはりこれまでも私ども個人情報保護担当ということで、このような照会が来たけれども回答はしてよろしいかというか、どう解釈すればよろしいか、照会書に何か足りない部分があるかというような相談をこれまでも受けております。ですのでもちろん今後も難しいケース等あると思いますので、今回もしこちらの方針お認めいただけましたらば、庁内で通知をする際に、具体的なケースについてはこちらに御相談をお受けしますということで周知をできればと考えております。

内藤会長：はい、他の委員の方、いかがでしょうか。

じゃあ私の方から。これまではいわゆる平成25年総務課長通知という形で運用して、今後はマニュアルということで、多分そちらを優先させるという取扱いになるんですよね。

段林課長補佐：すみません、この通知を見直すということを明記したうえでマニュアルを新しく改訂しましたら、そちらを庁内に通知いたしますので、こちらの新しいマニュアルで今後は運用するという通知にいたす予定でございます。

内藤会長：そうすると、形式とすればやはり総務課長通知というのが新たに出るということになりますか。

段林課長補佐：はい、通知を何らかの形でいたします。

内藤会長：はい、分かりました。あとは新たな基準なり、その指針なるものを委員から色々意見を聞くということでよろしいですかね。ここには一応書いてありますけれども。

段林課長補佐：はい、基本的にはこちらの確認事項をそのまま、先ほど御紹介しましたこちらの個人情報保護条例の手引きの8条の、ですから19ページから始まります8条の運用のところですね。今回ですと8条2項、3項。

内藤会長：はい、この枠で囲ってあるところですね。

段林課長補佐：そうですね、こちらの中に記載をし、このようにマニュアル、解釈運用を改めましたので適切に運用をしてくださいっていうことを庁内に周知する予定でおります。

内藤会長：はい、分かりました。では、これの是非といいますか、これに対する意見をということでもいいわけですよね。

はい、質問がなければ意見に移りましょうか。御意見いただけますでしょうか。結構これ難しい問題もあると思います。捜査の問題とかが出て来るので非常に難しいと思うんですが。

内藤会長：ちなみにこういった見直し、ちょっと半分質問になりますが、見直しが必要だっているのはやはり防犯カメラとか、あとはネット上の情報なんかもありますか。

段林課長補佐：今回は私どもとしましては、防犯カメラ、やはり一部署の担当者から、この24年度の基準と今やっていることが合わないのではないかという指摘がありまして、昨年度同席しました公園緑地課の職員ですけれども、そちらを契機に、インターネットの情報についてはまだ、申し訳ございません、特段考えてはいなかったんですけれども。

内藤会長：やっぱり防犯カメラの画像データの提供というものを念頭において検討すればいいってことですね。

段林課長補佐：はい、基本的には。

内藤会長：分かりました。どうでしょう、その点について御意見いただければと思います。はい、田部井副会長、どうぞ。

田部井副会長：ちょっとまだ確認なんですけども、先ほどの会長からのこととちょっと絡むんですが、結局24年の通知を廃止するんですか。廃止してこのマニュアル、これがマニュアルですか、この手引き。

段林課長補佐：はい、そうです、これがマニュアルです。

田部井副会長：具体的には何ページの部分ですか。

段林課長補佐：法令に基づき外部提供するということになりますので、8条の第1項の解釈というか運用になりますので、現在20ページに24年度の基準を前提とした義務付けの規定云々ですとかそういった記載がありますので、この辺りがそっくり入れ替わる予定でございます。20ページの真ん中辺りといいますか、義務付け規定ですとか、できる規定という表現だけを直して残す可能性はございますが、すいません具体的にまだ、この四角のまま入るのは間違いないんですけれども、位置ですとか、その前後をどの程度修正するかというのは全体のバランスを見て検討いたしたいんですが、お話としましては20ページの第1項の辺りの運用ですね。現在この24年度の通知を前提とした義務付け規定の照会ですとか、任意規定の照会がございますので、この辺りに入ることになります。

田部井副会長：今のこの記載されている内容というのは、そもそも24年の通知を基に書かれているってということなので、ここをちょっと今回どうなるかによって変えるってということですかね。

段林課長補佐：はい、さようでございます。

田部井副会長：それとともに通知を出すってお話でしたっけ、先ほど。

段林課長補佐：はい。ですので、こちらは日頃から全庁的に職員に使わせているマニュアルといいますか、ものでございますので、こちらがお認めいただけましたら記載して、それでこれは総務部長が定めている解釈運用になりますので、総務部長の決裁を経たうえで、今度庁内にこのマニュアルをこのように変更したので今後はこのように運用してくださいという内容とともに、先ほど富田委員からお話があったような難しい案件については、例えば一律に拒絶するのではなくとといいますか、きちっと相談のうへ対応してくださいってというようなものを入れた通知を別に。ですから通知自体に確認事項を入れるということもあるかもしれませんが、特に元の基準が通知に載ってますので、その辺りはより分かりやすく伝わるような形の通知を作成したいと思います。

田部井副会長：通知とこれの関係がちょっとよく分からないんですけど。

段林課長補佐：どちらかというところ、こちらがメイン、手引きがメインです。手引き自体は誰でも職員でしたら見られるところにデータで必ず最新のものが入っておりますので、どちらかというところ通知はこれを更新したといたしますか、過去の通知と違う内容になっていきますということを連絡するというような内容ですね。どちらかというところ基準としての通知というよりは、元の通知を否定してこちらの運用で今後はやってくださいというような、単純に事実を知らせるといいますか、そういった通知になる予定です。

田部井副会長：ただ、今現在のこのマニュアルは通知を基に書かれているわけですね。通知の記載を基に書かれているわけで、何か順番が逆になるような感じがするんですけど、こっちに書かれたのを通知しますってことですね。

段林課長補佐：そうですね。そういったことがありますので、9ページの四角の上の辺りにちょっと記載したんですけども、ですので各省庁からの通知みたいに元々そういう総務課長通知もそういう位置付けではないといえますか、全庁からのどこからかの相談により審議会にお諮りして24年度に基準を定めたんですけども、それをお知らせするというようなどちらかというところ元々そのような内容ですので、通知が大事というよりは今回は職員が一番見るのはやはりこのマニュアルになりますので、通知は通知と

いいですか何といいですか、国県省庁から示されるような通知みたいなニュアンスでは元々ちょっと総務課長通知も捉えては私どもはおりませんで、通知は通知でももちろん否定はするんですけれども、たまたま形が審議会でお諮りして決めた内容を通知したというのが平成24年度の通知でございますので、それを通知という形を取らずに通知ということだと別個になってしまいますので、やはり一元的に日々職員が使うところに基準はあった方が、基準といいですか確認事項、あった方が使いやすいだろうということで、通知だから通知で否定してからマニュアルに載せるというよりは、今回は使うものを先に整備をして元の通知を通知で否定するといいますが、そういう形を取ろうかなど。ただまだ私個人的な意見でございますので、ちょっとお認めいただいてから具体的な庁内の通知の方法とは思っております、本日の御意見を参考にちょっと修正はしたいと思うんですが。

田部井副会長：すみません、ちょっと長くなっちゃって申し訳ないんですけど1点だけ。このマニュアルは市民の方とかも見れるんですか。公開されてるんですか。

段林課長補佐：基本的には審査基準というものになりますので、解釈運用、特に自己情報の開示請求なんかの時の基準にもなりますので、見たいという方がいらっしゃれば手続を経ずにお見せすることはできます。ただ、例えばホームページに全部載せてるんですとか、そういうことはいたしておりませんので、見たいという方にはいつでも見せられるものではありません。

田部井副会長：基本はやっぱり職員の方がお仕事をする上で見るものっていう理解でいいんですよね。

段林課長補佐：はい。

田部井副会長：なるほど。さっきあった難しいケースでどうのこうのっていう細かい話も多少載せることは特に問題ないというか、市民向けだとまたちょっとそこは細かすぎるかなとちょっと思ったんですけども、そのところは気にしなくてもいいっていうか、どうなんですかね。そういう職員向けの、職員に向けて言いたいことっていうのは、むしろ私は通知で書いた方がいいんじゃないかなって思ったんですが。

段林課長補佐：そうですね。できましたらマニュアルはこの確認事項だけにさせていただいて、その確認、改めましたという通知の中で、そうは言っても難しいケースもあると思いますので御相談くださいっていうようなことを、その通知と一緒に入れてお知らせするっていうような形かなというふうには考えておったんですが。

田部井副会長：マニュアルには載せないで。

段林課長補佐：もし皆様の方で載せた方が適切だという御意見でしたら、もちろん載せることは全く問題はありません。

田部井副会長：分かりました。すいません、長くなっちゃって。

段林課長補佐：いいえ、こちらこそありがとうございました。

内藤会長：どうでしょう、他の委員の方、何でも。ちょっと皆さんお疲れになってきた感じがしますが。いかがですか。

では、いいですか、私から。ビデオカメラ今かなり性能が良くなって、結構個人がかなり特定できるレベルになってるので、多分範囲っていうと結構難しいのかなと。特にやっぱり設置されてるところって通りだったり、そういういわゆる公共的な場所なので。ただ捜査機関とすれば、例えばひき逃げ犯の車だとか、あるいは通り魔事件なんかだと一定の時間内にその辺り通ったみたいなところでやるので、どうしても範囲っていうのは広くせざるを得ないですよ。だからやっぱりそこはある程度柔軟に運用しつつも、他方でたまたま通りかかった別の人、第三者に不利益が及ばないようにするにはどうしたらいいかっていうその部分があるんですけども。これやっぱり捜査機関っていうのは、データそのまま渡せていうことが多いですかね。

段林課長補佐：はい。ほとんどのところではデータの提供、部署によってはその施設に捜査機関の方に来てもらって、一緒にモニターで確認するというようなこともやっております。

内藤会長：結局もうここでね、ある程度見て特定できたっていうことであれば、関係ない第三者の映像はうまくぼかしを入れるとかね、そういった形で市から提供できるような仕組みができると安全かなと。というのは結構報道見てると、割とそういう防犯ビデオの映像ってニュースに流れるんですよ。多分それ報道機関の方である程度ぼかしを入れたりして、関係ない人を映らないようにはしてるんですけども、そういった配慮がちゃんとできるか。特にインターネット時代だと何かでそういったビデオが出回っちゃった時に、それがそのまま何もぼかしも入らないままバーッと流れちゃうと関係のない人もたまたま映っちゃう。でしかもビデオの性能がいいんでどここの誰々というのが分かっちゃうと。そういう危険があるので、そこは運用のところちょっと考えていった方がいいかなとは思いました。

あとはいかがですか。はい、どうぞ菅藤委員。

菅藤委員：市でこのようなマニュアルとか出来上がって、防犯的なことで警察から要請があった時に、我孫子市としては、いや駄目ですってなる、例えば警察と背を向けるような状態になった時には、その後どういうふうな

動きになるんですか。

段林課長補佐：私が庁内的に調査をした範囲では拒絶したという案件が把握できておりませんので、申し訳ございません、みな基準に合わないなと思いつながら実際のところは照会書を確認してこれは必要だということで、必要性・相当性を確認の上、提供を行っているというのが現状でございます。

菅藤委員：はい、分かりました。

内藤会長：どうでしょう。ちなみに今の件は多分捜査機関からの開示は応じてくれるんですが、弁護士からの多分開示請求だと結構拒否されるのかなと。例えば交通事故とかで民事の問題ですけれども、やっぱり事故状況確認したいなんていった時に、道路に設置されたビデオカメラの映像見たいなっていう時に弁護士法に基づく照会請求するんですが、そういった時でもできれば協力していただけるとありがたいなというのは弁護士としては思っています。

どうでしょう、他の委員の皆様。よろしいですかね。では、一応決を採りたいと思います。この9ページの四角に囲われている部分ですよ。この部分をマニュアルに掲載すると、同時に課長通知っていうことで市役所内に広く知らせると。で、今後はこういった運用をしていくということについて、賛成の委員の方、挙手をお願いします。

会長を除く出席委員6名：(全員、挙手)

内藤会長：はい、では全員一致で承認されました。はい、ではこの件は以上です。ありがとうございました。

(4) その他

内藤会長：すみません、時間押しちゃって。あと少しですね。次は6番、これは報告事項になりますかね。

【段林文書管理課課長補佐から、「令和元年度個人情報開示請求の実施状況について」の説明】

内藤会長：はい、ありがとうございました。もし今の時点で何かあれば。よろしいですか。いいですかね。

今日の諮問事項の方は...

段林課長補佐：はい、以上でございます。答申なんですけれども答申案につきましては、お認めいただいた内容に近いものでは案は作っておりますが、ただ田部井委員のおっしゃった情報を限定、特に高齢者支援課の案件です

ね、重複してる部分がありますので、ちょっとそちらを、一旦今日はこれで案はお配りいたすんですけども、足したものをまた改めてお送りさせて、またあとこちらで本日お配りした案に対しても、もし御意見頂戴できましたらという形でもよろしいでしょうか。

内藤会長：はい。

段林課長補佐：後日追加したものを改めて御確認いただくということでよろしいでしょうか。

内藤会長：はい。今日は田部井副会長の方からこの案件1についてですよね、一応付言事項ということで出されておりましたので、基本的にこれについての承認については、その付言事項を付記した上での承認するかしないかという形で取らせていただくということでよろしいですか。田部井副会長、よろしいですかね。

田部井副会長：はい。

内藤会長：はい、じゃあそういった形で今日の審議事項について、案件1、2、3とあります。1については田部井副会長の付言事項を踏まえた形での答申になりましたが、これについてよろしいでしょうか。よろしい方は一応挙手をお願いいたします。

会長を除く出席委員6名：(全員、挙手)

内藤会長：はい、よろしいですね。はい、じゃあ全員一致で。

はい、では今日の手続はこれで終わりです。よろしいですかね。では今日はこれで終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。

(5) 閉会 午前11時48分

以上